

宮古島（４）貯湯ユニット清掃役務

令和 5 年 2 月 13 日

宮古警備隊 後方支援隊

警備隊長	副隊長	後支隊長	営繕班長	工事企画	担当
Iyota	Sakuma	Kawasaki	Kirayama	Matsubayashi	Higashi
					

仕 様 書

1 件 名

宮古島（４）貯湯ユニット清掃役務

2 場 所

沖縄県宮古島市上野字野原 83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地

3 履行期間

契約日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 概 要

貯湯ユニット清掃 ・ ・ ・ 2 基

5 一般仕様

(1) 一般事項

ア 本役務は、本特記仕様書によるほか、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成 15 年 3 月 25 日厚生労働省告示第 119 号）、設計図及び標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行う。

なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。

(ア) 建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版

(イ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成 31 年版

(ウ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成 31 年版

イ 本役務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質・性能の確保、工法の選定、検査等を行う。

ウ 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。

エ 本役務の実施に当たり、設計図書に明記なき事項についても作業上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。

(2) 駐屯地への立入りのために必要な手続き及び駐屯地規則厳守の徹底

ア 駐屯地への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・通路等）は、当該駐屯地の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

イ 駐屯地の区域内における車両の通行ルート及安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、作業場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。

ウ 駐屯地の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業する。万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。

(3) 作業時間

本役務における駐屯地の出入門時間は、8 時 30 分から 17 時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上、実施する。

(4) 提出書類等

ア 本役務の写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラ（総画素数 80 万画素数以上及びファイル形式 J P E G）を使用し、着手前、作業中、完了時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。

イ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。

6 役務仕様

(1) 仮設

本役務では原則として、駐屯地の用水、電力の使用はできない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収する。

(2) 清掃の範囲は、次のとおりとする。

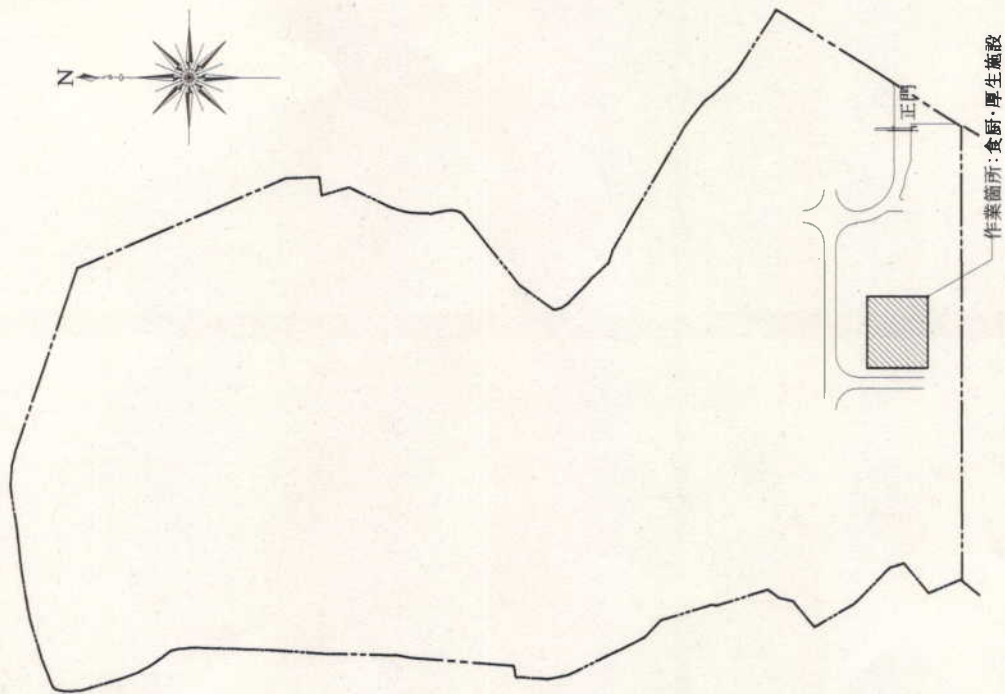
ア 汚れ、付着物がある部分の清掃

イ 安全弁の分解清掃

ウ マンホール部分の取外し及び復旧（保温含む）



案内図 S=1/10,000



配置図 S=1/5,000

図名

案内図・配置図

縮尺

図示

作成年月

R5.2

